

○草津市教育情報化推進懇談会開催要綱

平成27年6月1日

教委告示第10号

改正 平成28年7月20日教委告示第13号

令和2年9月1日教委告示第18号

(目的)

第1条 草津市の小中学校におけるICT活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市教育情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育情報化推進の具体的な実施方法、進捗管理、効果検証等に関すること。
- (2) 教育情報化推進計画の策定に関すること。
- (3) 先進地事例の調査および情報収集に関すること。
- (4) その他教育の情報化に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で組織する。

- (1) 情報教育に精通する者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 学校教育の関係者（ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者）
  - (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。
  - 3 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
  - 4 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校政策推進課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則（平成28年7月20日教委告示第13号）

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

付 則（令和2年9月1日教委告示第18号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。